

令和 7 年度第 4 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 5 月 2 0 日

担当部・課：危機管理部地域安全推進課〔内線 4 3 2 2〕

危機管理部危機対策課〔内線 4 3 0 2〕

① 件 名
火災発生時の消防団招集に係る防災行政無線の運用の終了について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 本市では、火災発生時における迅速な消防団の招集と津波発生時の迅速な市民への連絡を目的に、消防本部から遠隔操作により消防職員が防災行政無線を放送できるよう、平成 2 1 年 9 月に石巻地区広域行政事務組合（以下「消防本部」という。）と「防災行政無線の緊急通報に係る運用に関する協定」を締結し、「火災発生があった場合の第 1 報」及び「津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合の第 2 報以降」について運用してきたところである。 このうち、火災発生時には、防災行政無線での放送のほか、消防本部のシステムによる消防団幹部に対する電話回線を用いた自動発信や、消防団幹部から出動団員への電話等による連絡網、消防団員向けの火災現場地図を添付したメールの配信により消防団の招集を行っており、防災行政無線によらない消防団の招集方法が確立している。 【目的】 防災行政無線の緊急通報に係る運用を見直し、消防団招集に係る防災行政無線による「火災発生があった場合の第 1 報」を終了するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 石巻市防災行政無線局管理運用規程（平成 1 7 年石巻市訓令第 8 2 号） 防災行政無線の緊急通報に係る運用に関する協定（最終締結平成 3 1 年 2 月 1 日） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 2 1 年 9 月 防災行政無線の緊急通報に係る運用に関する協定の締結 令和 5 年 6 月 石巻地区広域行政事務組合と打合せ 令和 6 年 7 月 同上 9 月 石巻市消防団地区団長会議にて概要説明 令和 7 年 4 月 ・石巻地区広域行政事務組合と打合せ ・石巻市消防団地区団長会議にて経過説明
⑤ 主な内容
防災行政無線の緊急通報に係る運用を見直し、防災行政無線による「火災発生があった場合の第 1 報」を令和 7 年 1 0 月 1 日に終了する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 消防団員向けの火災現場地図を添付したメールの登録者の増加等により、防災行政無線によらない消防団の招集方法が確立していることから、影響はない。 また、市民の火災情報の確認については、以前より提供している「消防情報テレホンサービス」の利用を呼びかけていくため、大きな影響はない。 【市財政への負担】 なし

⑦ 他の自治体の政策との比較検討		
火災発生時、消防本部から防災行政無線で放送を行っている主な県内の状況 気仙沼市（今年度中に終了） 登米市（終了の方向で協議中） 東松島市（今年度中に終了） 大崎市（旧古川市及び旧岩出山町を除く地域で継続）		
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和7年	6月	石巻市消防団地区団長会議にて説明
	6～8月	市民への広報（市報、ホームページ等）
	9月	防災行政無線の緊急通報に係る運用に関する協定書の変更
	10月	防災行政無線による「火災発生があった場合の第1報」の終了
⑨ その他		